

## 2026年度愛知のふるさと食品コンテスト開催要領

### 1 目的

愛知県産農林水産物を活用した加工食品を新たに掘り起こし、農林水産物の利用拡大と生産振興に資することを目的に、2026年度愛知のふるさと食品コンテスト（以下「コンテスト」という。）を開催する。

### 2 主催

愛知県

### 3 表彰（賞）

最優秀賞（知事賞 1点）

優秀賞（愛知食品産業振興協会会長賞 2点）

※最優秀賞については、一般財団法人食品産業センターが主催する「優良ふるさと食品中央コンクール」に県から推薦する。

### 4 入賞商品・出品商品に対するPR機会の提供

- (1) 入賞者の希望により、入賞商品の販売及びPRの機会を提供する。
- (2) 出品者の希望により、出品商品を「いいともあいち情報広場」（Webページ）等で紹介及びPRする。

### 5 募集

#### (1) 募集期間

2026年5月7日（木）～6月19日（金）

#### (2) 提出物

##### ア 書類

- ・2026年度愛知のふるさと食品コンテスト出品申請書（様式1）
- ・PR資料（様式2）
- ・その他補足資料（企業の概要、パンフレット等）

##### イ 審査用商品及び試食品

審査に必要な商品及び試食品の送付については、別途連絡する。なお、応募の段階では提出不要とする。

#### (3) 提出先（問合せ先）

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課

需要拡大・ブランド力強化グループ（担当：村瀬、磯部）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL：052-954-6434 FAX：052-954-6940

E-mail：shokuiku@pref.aichi.lg.jp

## 6 主な出品要件

出品商品は、(1)の基本要件を全て満たし、かつ(2)の部門別要件のうち、ア～ウのいずれかを満たすものとする。

### (1) 基本要件

ア 過去に一般財団法人食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール」で、農林水産大臣賞を受賞していないもの。

イ 県産農林水産物を主な原料として、過去3年以内に製品化し、販売された加工食品であること。

ウ 食品表示法、JAS法、健康増進法、計量法、容器包装リサイクル法等の関係諸法規を遵守していること。

※不適切な状況が認められた場合は、審査の対象外となる場合がある。

### (2) 部門別要件

#### ア 新技術開発部門

製造・加工に関する新技術の開発又は実用化を行ったもの。

※独自の技術であり、技術が公表できるもの。

#### イ 新製品開発部門

新製品の開発を行い製造・加工を行ったもの。

※従来の製品をリニューアルしたもの。他社製品とコラボレーションしたもの、共同開発したものを含む。

#### ウ 県産農林水産品利用部門

製造・加工を通じて、農産物、畜産物、水産物や林産物の原料調達等で地域の発展・活性化に功績のあったもの。

## 7 審査

### (1) 審査員

学識経験者、食品専門家、マーケティング専門家等

### (2) 審査方法

#### ア 一次審査

書類による一次審査を行う。書類については、記入漏れや写真の不添付等の不備がないようにすること。なお、関係諸法規の遵守状況を確認し、不適切な状況が認められる場合には、審査の対象外とすることがある。また、一次審査の結果は、全応募者にメール等で通知する。

#### イ 審査会

審査員が書類、審査用商品及び試食品を「ウの審査基準」に基づいて審査し、最優秀賞及び優秀賞を選出する。具体的な審査方法は、別に定める審査規程によるものとする。

#### ウ 審査基準

(ア) 地域の特性を生かして生産された食品であること。

- (イ) 原料調達等の面で地域の発展・活性化に功績があると認められるもの。
- (ウ) 原料の加工利用法、開発商品の商品特性等が特に優れていると認められるもの。
- (エ) 食味が優れており、かつ視覚的に優れていると認められるもの。
- (オ) 表示・価格の適正なもの及び包装、包装デザイン、ネーミング等の優れているもの。
- (カ) 商品開発後、当該商品の販売量・販売額が急速に伸びているもの。
- (キ) 開発された新技術や新製品に新規性があり、従来の技術や製品と異なるもの。
- (ク) 新技術の活用や新製品の開発により、地域の農林水産業の生産等に貢献しているもの。

### (3) 審査結果

審査結果（審査員の講評及び入賞の有無）は、全ての出品者にメール等で通知する。

## 8 事務局

コンテストの事務局は、愛知県農業水産局農政部食育消費流通課需要拡大・ブランド力強化グループに置く。

## 9 その他

その他、コンテストに関して必要な事項は、別に定める。